

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市すこやか住宅改造助成金交付要綱の一部を改正する告示【保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課】 2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 4

北九州市告示第 3 2 2 号

北九州市すこやか住宅改造助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市すこやか住宅改造助成金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市すこやか住宅改造助成金交付要綱（平成 8 年北九州市告示第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「北九州市重度障害児者・高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱」を「北九州市障害児・高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱」に、「別表第 3」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 この要綱において「所得税額」とは、所得税の税額控除前の金額で、かつ、復興特別所得税を加算しない金額をいう。

第 3 条中「所得税年額」を「所得税額」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第 1 1 条 第 7 条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、当該申請を書面により行うものとして規定した第 7 条に規定する書面により行われたものとみなす。

3 第 1 項の規定により行われた申請は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

別表第 1 の第 2 条第 1 項第 2 号に該当する者が属する世帯の項第 1 号中「別表第 3」を「別表第 1」に、「助成限度額」を「公費負担上限額」に改める。

別表第 2 の B の項中「所得税年額」を「所得税額」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 1 月 1 日から 6 月 3 0 日までの間の申請にあつては、「前年」とあるのは「前々年」とする。

付 則

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 3 2 3 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 7 年 7 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字藤田 2 4 4 7 番 1 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市公告第 5 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区寿山町 4 0 5 番 1 から 4 0 5 番 9 まで	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平